

日本人駐在員の駐在にかかる会社の支出と個人所得税

中国現地法人や駐在員事務所の管理・運営を円滑に行うため、多くの日本人駐在員が日本本社から中国に派遣されています。このような場合、日本人駐在員の中国での駐在にかかる費用は会社負担とし、現地法人や駐在員事務所（以下、“会社”とします。）から支出することが一般的といえますが、このような支出の一部については、日本人駐在員が稼得した所得として個人所得税の課税が問題となる場合があります。今回は、日本人駐在員の駐在にかかる会社の支出と個人所得税の関係について説明します。

1. 日本人駐在員の駐在にかかる会社の支出

中国に派遣される日本人駐在員の駐在にかかる会社の支出としては、一般に以下のような内容が想定されます。

■日本人駐在員の駐在にかかる会社の支出の例（以下は、すべて赴任中に支出されることを前提とします。）

支出の内容	個人所得税	会社の支出方法	免税措置
① 赴任手当	課税	給料の定額加算	無
② 家族帯同の場合の帯同手当		給料に定額加算	無
③ 赴任支度金、帰任支度金 (引越費用)		給料の定額加算	無
		給料の実額加算・実費精算	合理的な範囲内免税
④ 中国における生活のための 借家の家賃		給料の定額加算	無
		給料の実額加算・実費精算・借上げ	合理的な範囲内免税
⑤ 赴任後における語学研修 費・子女教育費		給料に定額加算	無
		給料の実費加算・実費精算	合理的な範囲内免税
⑥ 生活に必要なクリーニング 費用、食事手当		給料に定額加算	無
		給料の実額加算・実費精算	合理的な範囲内免税

2. 会社の支出と個人所得税

上記の内、④や⑥のように会社の業務遂行にあたって必要になる支出との線引きが難しい支出もありますが、これらの駐在員個人もしくは個人の生活に向けた支出は、仮に“給料に加算”する方法以外の方法で会社から支出されていたとしても、中国における個人所得税の課税上は、駐在員個人の所得と認識されることとなります。

3. 外国人駐在員に対する個人所得税の免税措置

一方、外国人駐在員に対しては、上記のような会社の支出についても、一定の条件を前提として個人所得税が免除されることとされています。

多くの会社では、中国における日本人駐在員の個人所得税相当額は会社が負担していますが、このような場合には、駐在員の駐在にかかる上記のような費用について、この個人所得税の免税措置の適用を受けることができる方法で支出することにより駐在員の派遣コストを削減することが可能になるものといえます。

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244